

正副議長記者会見について

記

1 定例会の総括について

- 今期定例会は、8月26日から10月3日までの39日間の会期で開催した。
- 市長から提出された案件は、人事案件を含め、計37件を可決した。
- 議員提出議案は、「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書」等、計4件を可決した。

【平成30年度各会計決算の認定について】

- 9月4日に平成30年度決算審査特別委員会を設置し、付託された各会計決算議案10件について、9月19日まで審議を行い、10月3日の本会議において、各会計決算議案を認定した。
- 本市の平成30年度決算は、普通会計の実質収支は17億5,000万円と39年連続の黒字となり、全ての会計において、実質収支・資金剰余額は黒字を確保された。また、健全化判断比率の指標においても、実質公債費比率は5.3%、将来負担比率は20.3%と早期健全化基準を大きく下回り、引き続き健全な水準を確保できる見込みである。
- 一方、財政の弾力性を示す経常収支比率は前年度から、1.8ポイント上昇し99.5%となるなど、財政構造の硬直化が大きな課題であり、また、市債残高は増加し、公共施設等特別整備基金等の取り崩しにより、減債基金を除く基金残高は減少している状況である。
- 本市は、将来にわたる持続可能な発展を指向する上で、経常経費の増加が将来に及ぼす影響なども勘案しながら、弾力的かつ健全な行財政基盤の確保に向け、費用対効果を客観的に評価できる仕組みを構築し、効率的な予算執行が行える体制の確立、税源涵養を図る施策・事業に取り組む必要がある。議会としても、より一層、監視機能を強化するとともに、引き続き、真摯な議論を重ねる必要があると考えている。

【市長等の退職手当の特例に関する条例を廃止する条例、市長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例及び副市長等の退職手当の特例に関する条例について】

- 当該3条例は、前市長の任期中に規定した市長等の退職手当を不支給とする特例措置について廃止すること、市長の退職手当について制度上廃止すること及び永藤市長の現任期中に選任または任命された特別職の退職手当について50%減額するもの。
- 当該3条例については、本会議において質疑が行われ、また、9月27日の総務財政委員会において審議を行い、様々議論されたが、3条例は「いずれも特別職報酬等審議会の諮問、答申を経ていないものであり、一旦、その機会を市長が持つ、あるいは第三者の意見を聴取する、あわせて、議会での議論を深化する」との理由から、閉会中の継続審査の申し出が行われ、10月3日の本会議においても閉会中の継続審査とすることが可決された。

【堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例について】

- 本条例について、主に議論になった改正箇所は、昭和51年に料金算定の特例として創設された、第一種社会福祉事業に位置付けられる一部の入所型福祉施設に対し、入所者数に応じて水道料金を軽減する特例制度の廃止である。
- 本条例は、本会議や、9月26日の建設委員会において議論を重ね、委員会において、特例制度の廃止を削除する修正案が提出された。
- 議員からは、「本制度に基づく料金算定の特例は、施設に対して必要とされる光熱水費が支払われているにも関わらず、水道料金を軽減していることなど、問題があると言える。本制度の創設から約40年が経過し、本制度の対象とならない施設が増加している点においては、本制度は制度適用の面で公平ではなくなってきたと言える」、「制度設計に一定の激変緩和措置を取り入れられた経緯については十分理解できるが、施設運営者にこれまででない負担を生じさせることは明白であり、制度廃止が成った場合においても、制度廃止が市民サービスをはじめとする各方面に及ぼす影響を最小限にしていくことに留意することを強く要望する」との意見や、また、「現下の福祉施設を取り巻く厳しい経済状況を見るならば、福祉等施設料金制度の廃止は認められない」など意見が出され、活発な議論が行われた。
- 委員会では、修正案が否決され、本条例が可決された。
- 本条例は10月3日の本会議において可決された。

【令和元年度堺市一般会計補正予算（第2号）について】

- 本件について、主に議論となったのは、大阪府より無償譲渡を受けていた堺市立田園公園駐車場を学校法人近畿大学へ売却することに伴い、9,300万円を大阪府へ返還するために編成した補正予算部分である。
- 本件は、9月26日の建設委員会において議論を重ねたところであるが、議員から、当該部分にかかる歳入歳出予算9,300万円を減額する修正案が提出され、10月3日の本会議において、修正案について議論が行われたが、修正案は否決され、本件を可決した。

【全会一致の意見書について】

- 今期定例会で可決した意見書は4件である。
- このうち、全会一致で可決された意見書は以下の4件である。
 - 「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書」
 - 「水産業の体質強化を求める意見書」
 - 「天皇陛下御即位を祝す賀詞決議」
 - 「太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書」

2 議会報告会の開催について

- 議会報告会は、議会活動に関して、議会が直接、参加者に報告し、説明することで、議会への関心をより高めていただくとともに、参加者から議会や市政への意見を直接伺い、意見交換することで、これからの議会活動に反映させ、議会の権能を更に高めることを目的として開催するものである。9回目の開催となる今回は、広く市民に参加いただき意見交換ができるよう、本市内に在住・在勤・在学している方を対象に、公募で実施する。

- 開催日時は、11月24日（日）午後1時30分から、2時間半程度を予定している。
会場は、本会議場と委員会室、会議室など議会フロアの多くの部屋を使用する。
- 第1部は本会議場において、参加者の皆さまには、議員席に着席していただき、議員から平成30年度決算審議などを中心に議会活動について報告する。第2部は、委員会室、会議室など複数の部屋に設置した、合計12のテーブルに分かれて、議員と参加者が約1時間、2つのテーマについて自由に意見交換を行う。意見交換終了後は、再度、参加者の全員が本会議場に集まり、各テーブルでの議論の促進役であるファシリテーター役の議員から、各テーブルの議論の内容について、「総括発表」を行っていただく。なお、傍聴は全て自由に行っていただける。
- 議会報告会は、平成25年4月に施行した堺市議会基本条例の規定により、毎年開催している。今後も、より開かれた議会をめざし、工夫をしながら開催していきたいと考えている。

3 議員研修会の開催について

- 本市議会では、堺市議会基本条例の規定に基づき、議員の政策形成と政策立案の能力向上を図ることを目的として、議員研修の充実に努めている。
- 今回の研修は、「議会基本条例に関する研修会」を実施する。堺市議会基本条例では、その第18条第2項において、「議会は、この条例の制定趣旨についての理解を深めるため、一般選挙後の議員の任期開始後速やかに、議員に対し、この条例に関する研修を行うものとする。」と規定しており、条例制定時の主旨を次世代の議員へ引き継ぐ為、本研修会を開催する。
- 開催日時は、11月28日（木）午前10時30分から1時間程度、会場は、本市議会の第1・第2委員会室を予定している。
- 報道機関の皆さまには研修開始前の冒頭の撮影等を行っていただくことができる。

4 記者からの質問に答えて

【委員会における議員の発言について】

- Q 今期の委員会の質疑の中で取り上げられた団体から、委員の発言について撤回等の申入書が議長あてに提出されたそうだが、どのような対応を行ったのか。
- A 申入書については、議会運営委員会において議論を行った。内容等については、委員会での委員の発言、特に総括質疑だったと思うが、名誉棄損にあたるのではないかとこのことで申し入れがあったものである。
- 議長、副議長、議会運営委員会正副委員長で、委員会での発言内容を確認したが発言を削除すべきとの判断には至らなかったと議会運営委員会では申し上げた。
- ただ、特定の企業名、団体等について議会内でどこまで出していいものかというところについて、一定ルール作りをしてほしいとの発議もあった。これについて、議長、副議長、議会運営委員会正副委員長において今後どのようにしていくか検討課題として預らせてもらった。
- Q 申入書に対して議長等から何か返答を行ったということはないのか。
- A ない。

【竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会について】

Q 百条委員会の証人尋問の日程が決定したが、証人からは今のところ前向きな返答がない中で、日程通知後、先方から議長あてに何か届いたりといった動きはないのか。

A 主尋問、その他質問事項、補佐人等の回答書については、10月23日、10時30分から百条委員会の委員協議が行われるとのことなので、詳細はそちらで確認いただきたい。

Q 何らか届いているということでしょうか。

A はい。